11　仮設建築物及び用途変更に関する規定の整備

㈠　仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例

特定行政庁は、一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができることとした。（第八五条第六項及び第七項関係）

㈡　既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和

一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が一定の基準に適合すると認めたときは、全体計画に係る最後の工事に着手するまでは、第八七条第三項に掲げる規定を準用しないこととした。（第八七条の二関係）

㈢　建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、仮設建築物を建築する場合（第八五条）と同様に、法の全部又は一部の適用除外を認めることとした。（第八七条の三関係）

12　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇都市農地の貸借の円滑化に関する法律（法律第六八号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

「都市農地」とは、生産緑地地区の区域内の農地をいうこととした。（第二条第二項関係）

3　基本理念

都市農地の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は特定都市農地貸付けを行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ずるものとした。（第三条関係）

4　自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

㈠　事業計画の認定

(1)　都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者は、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長に提出して、その認定を受けることができることとした。（第四条第一項関係）

(2)　事業計画には、設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間、賃借権等の設定を受ける都市農地における耕作の事業の内容等を記載しなければならないこととした。（第四条第二項関係）

(3)　市町村長は、(1)の認定の申請に係る事業計画について、その耕作の事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものと認められること等の要件に該当するものである場合には、農業委員会の決定を経て、その認定をすることとした。（第四条第三項関係）

㈡　認定の取消し等

(1)　市町村長は、事業計画につき認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って耕作の事業を行っていないと認める場合等には、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第七条第一項関係）

(2)　市町村長は、認定事業者が(1)の勧告に従わなかった場合等には、農業委員会の決定を経て、認定を取り消すことができることとした。（第七条第二項関係）

(3)　市町村は、(2)により認定を取り消した場合等には、当該取消し等に係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃借権等の設定に関し、あっせんその他の必要な援助を行うものとした。（第七条第三項関係）

㈢　農地法の特例

(1)　認定事業計画に従って認定に係る都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法（昭和二七年法律第二二九号）第三条第一項本文の規定は、適用しないこととした。（第八条第一項関係）

(2)　認定事業計画に従って認定に係る都市農地について設定された賃借権に係る賃貸借については、農地法第一七条本文の規定は、適用しないこととした。（第八条第二項関係）

5　特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

㈠　「特定都市農地貸付け」とは、都市農地についての賃借権等の設定で、次の(1)及び(2)に該当するものをいうこととした。（第一〇条関係）

(1)　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五八号。以下「特定農地貸付法」という。）第二条第二項第一号から第三号までに掲げる要件

(2)　地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けている都市農地であって、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものに係る賃借権等の設定であること。

㈡　特定農地貸付法の準用

特定都市農地貸付けについては、特定農地貸付法の承認の規定を準用することとした。（第一一条関係）

㈢　農地法の特例

(1)　㈡において準用する特定農地貸付法の承認を受けた者が、当該承認に係る都市農地について、特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受ける場合及び特定都市農地貸付けによって賃借権等を設定する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しないこととした。（第一二条第一項関係）

(2)　㈡において準用する特定農地貸付法の承認を受けた者が特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受けている都市農地の賃貸借については、農地法第一六条、第一七条本文、第一八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二一条の規定は、適用しないこととした。（第一二条第二項関係）

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第一八八号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

大臣官房に政策立案総括審議官一人を置くとともに、大臣官房の参事官の定数を五人から四人に改めることとした。（第一〇条の三及び第一〇条の四関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

大臣官房に政策立案総括審議官を置くことに伴い、同審議官を幹部隊員とすることとした。（第五一条の五関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

大臣官房に政策立案総括審議官を置くことに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

四　施行期日

この政令は、平成三〇年七月一日から施行することとした。